

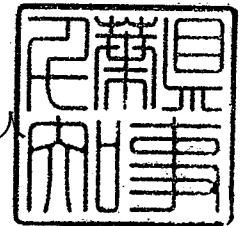
県営土地改良事業変更計画の概要につきいすみ市長と協議する旨 の公告

このたび、いすみ市の一部を受益地域とする県営越畑台下地区土地改良事業（ため池）計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、事業変更計画の概要につきいすみ市長と協議する旨公告します。

なお、下記1～3のとおり事業変更計画の概要を縦覧するので、これに意見がある者は、同法第88条第6項において準用する同法第87条の2第9項の規定により、下記4のとおり縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

令和8年1月15日

千葉県知事 熊谷 俊



記

1 縦覧に供する書類の名称

県営越畑台下地区土地改良事業（ため池）変更計画の概要

2 縦覧期間

令和8年1月16日から2月13日まで

3 縦覧場

いすみ市農林課

4 意見書の提出方法

（1）意見書 住所及び氏名を記載した書面

（2）提出先 千葉県夷隅農業事務所

所在地 いすみ市大原8513-1